

## 論文の要約

### ビザンツ帝国後期における皇帝文書の形式・機能・伝来

村田光司

本研究は 13-14 世紀頃のビザンツ帝国社会において皇帝文書が果たした役割を、発給者たる政権および受給者・受益者の双方の立場から、文書の形式と機能、伝来形態に注目して明らかにしようと試みるものである。従来の皇帝文書研究が「皇帝文書」そのものの定義を怠ってきたこと、機能と形式のいずれかの側面に偏った考察にとどまっていたこと、さらには史料伝来の在り方に注意を向けることが少なかったこと、以上の問題点を踏まえたうえで、本論では以下の課題に取り組む。

本論文は 2 部構成をとる。第 1 部「皇帝文書の類型と発給者」では、主として発給者たる皇帝と行政側が皇帝文書というものをどのように認識し利用していたのかを、13-14 世紀ごろを中心に考察する。第 1 章「帝国後期における皇帝文書の類型と利用」では、皇帝文書を各々の機能ごとに個別の文書形式と対応させて理解する従来の研究に対し、形式的側面と機能的側面の双方から改めて類型化する試みを行った。とりわけラスカリス期を検討の中心に据えることによって見えてきたのは、1204 年の第 4 回十字軍と 1259 年のミカエル 8 世による帝位篡奪という 2 つの事件をきっかけとする行政制度の変化が文書形式に及ぼした影響は確かにあったにせよ、皇帝文書の基本的な利用傾向、すなわち金印勅書と命令書という 2 類型が担った機能については、12 世紀以前からパライオロゴス期初期に至るまで大きな変化はなかったということである。従って文書形式の変化と文書利用のあり方は別々に捉えられねばならない。とはいえ皇帝文書の形式と機能がまったく対応しないわけではなく、「金印勅書」や「命令書」という概念で括られる主要な類型で様々な行政上の要請に応えるために、細かいレベルで書式の選択がなされていたことも確かである。また特権下賜という 1 つの機能を軸に見てみると、金印勅書と命令書双方が利用されていたが、そこには一定の基準に基づいた使い分けがあったことが示唆される。

第 2 章「共治帝による皇帝文書発給をめぐって」は、パライオロゴス期 (1259-1453 年) の初期において共治帝が正帝と同様の形式を備えた文書を発給し始める事実に注目する。とはいえ現下の研究状況においては、果たして共治帝がいつ頃から正帝と同様の文書を発給し始めるようになったのか不明なままであり、そのためこの章では最初期の共治帝文書の可能性が指摘されている共治帝テオドロス 2 世ラスカリス (共治帝として、?-1254 年; 正帝として、1254-1258 年) の「命令書」の性格を検討する。結論としては、この「命令書」はおそらく制度上の背景を持つものではなかったことが文書形式と人物関係の分析から指摘される。共治帝による文書発給はミカエル 8 世パライオロゴス (在位 1259-1282 年)

が正帝であった時期に始まる。初期においてはその形式や機能には明白な制限があった共治帝文書は、徐々にその両面で正帝の文書に近づいてゆく。共治帝ミカエル 9 世パライオロゴスによる文書発給は、2つの点で大きな変化を経験した。1つには行政命令における共治帝単独の裁量権獲得であり、もう 1 つは正帝の文書と同一の文書形式を利用できるようになったことである。文書形式上の同一性は、もはや受給者・受益者にとっては正帝と共治帝の文書を区別できないこと、つまりどちらも「我が帝権」に由来する「皇帝文書」として認識せざるをえなかったことを示している。その一方で為政者側にとっては、なお機能の面で共治帝文書に制限があった点で、それらは正帝の文書とは区別されうるものだった。正帝文書の形式を完備した共治帝文書の存在は、発給者側と受給者・受益者側の「皇帝文書」認識にずれを生む結果となったのである。

第 2 部「ビザンツ皇帝文書群の伝来形態と機能」は 3 つの章と補論からなり、皇帝文書の主要な伝来形態と伝来状況を問い、またその背景にあった受益者による皇帝文書認識と利用、さらには皇帝権力による介入の可能性を探る。第 3 章「修道院群アーカイブズの形成過程」では、現在に至るまで存続する旧ビザンツ支配下修道院群のアーカイブズがどのように形成されてきたのかを、大部の文書を伝来させているアトス山修道院群とパトモスの聖ヨアンネス・テオロゴス修道院を題材に問う。先行研究ですでにアーカイブズ管理を行う修道士らによる文書の意図的・偶発的な保管と破棄が論じられてきたところ、この章では外部からの意図的な干渉、ないし政治的影響を探ることが有益であることを示した。受益者にとって以前の皇帝から与えられた権利保証が常に有効であるわけではなく、政権の交代によって時としてそれら旧皇帝の文書は経営上の不安要素にすらなり得る。その結果として特定の皇帝たちの文書の不使用とアーカイブズからの（漸次的）脱落が起こりうる。こうした考察結果は、皇帝文書が常に安定的な権利保証たり得るわけではなく、従って新たな皇帝からの権利保証獲得やそれに際しての選択的な既存証書の提示など、受益者による継続的かつ戦略的な努力が必要であったことを示している。

第 4 章「修道院カルチュレールの編纂と機能」は、文書アーカイブズのある側面を捉えたと思しき文書の写しの集成、いわゆるカルチュレールの性格を問う。ビザンツ支配下にあった修道院からは 10 点弱のカルチュレールが伝来しているが、この章ではその中でもとりわけ大部であるレンビオティッサ修道院のそれを題材として、それが編纂された際の修道院アーカイブズをどのように代表しているのかを編纂の目的と絡めて論じる。十分な結論には至らないもの、このカルチュレールが編纂時点でアーカイブズにあった文書をほぼすべて収録していること、またこの編纂が修道院アーカイブズの管理業務と密接に結びついていたことが示される。

第 5 章「図像による皇帝文書の伝来と機能」は別の特徴的な伝来形態である、皇帝文書を聖堂などの壁面に写実的に描いた事例を、とりわけミストラスのブロントヒオン修道院聖堂を中心に扱う。まず先行研究で不十分であった、この図像によって伝わる 5 点の皇帝文書のテキストと内容を明確にしたのち、この章ではこのように描画された皇帝文書がキ

リストの恩寵を強調する周囲のプログラムと一体となって新たな機能を獲得したこと、そしてそれが発給者の意図しない、受益者側による新たな実践によるものであったことを示す。

補論「ビザンツ皇帝文書の書式文例集」では、以上の 3 つの章で扱えなかったもう 1 つの伝来形態である書式文例集を扱う。この種の史料はほとんど伝来せず、また既存の校訂の質も不十分でなお本格的な検討が可能な段階には至っていない。補論では将来の研究のための予備的作業として、パリの国立図書館に唯一伝来する皇帝文書の書式文例集の(再)校訂を行う。

最後に以上をまとめて結論とし、今後の課題を添えた。